○常勤役員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、山口県信用保証協会の常勤の理事及び監事(以下「常勤役員」という。) の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 常勤役員に報酬等を支給する。

(報酬等の種類)

- 第3条 報酬等の種類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 報酬
 - (2) 役員手当
 - (3) 賞 与
 - (4) 通勤手当(通勤距離が10km以上の地から通勤する役員に対して支給する。)

(報酬の額)

第4条 報酬は月額とし、その額は会長が定める。

(役員手当の額)

第5条 役員手当の額は月額とし、その額は会長が定める。

(賞与の額)

第6条 賞与の額は、会長が定める。

(通勤手当の額)

第7条 通勤手当の額は、賃金規程第15条の2を準用する。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等の支給方法については、賃金規程の適用を受ける従業員の賃金支給の例による。

○非常勤役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、山口県信用保証協会の非常勤の理事及び監事(以下「非常勤役員」という。) に対する報酬及び費用弁償並びに支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 非常勤役員に報酬を支給する。

(軽酬の額)

- 第3条 報酬の額は日額とし、その額は12,000円とする。
 - 2 同一の日に会長の招集に応じて2以上の会議に出席する場合には、前項の規定にかかわらず、その額は20,000円とする。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は、業務終了ごとに、随時これを支給する。

(費用弁償)

第5条 非常勤役員が業務のため旅行したときは、費用弁償をする。

(費用弁償の額)

第6条 費用弁償の額は、旅行雑費及び宿泊料については別表のとおりとし、その他については 旅費規程に定める旅費相当額とする。

(費用弁償の方法)

第7条 費用弁償の方法については、旅費規程に定める旅費支給の例による。 この場合において、書面による出張命令等を省略することができる。

(その他)

第8条 報酬又は費用弁償について非常勤役員から受領辞退の申し出があった場合は、これを支給しないことができる。

別表 (第6条関係)

(単位:円)

区分	県	内		県 外	
役員	旅行雑費	宿泊料	旅行雑費	宿泊料 (甲地方)	宿泊料 (乙地方)
非常勤役員	3, 200	12, 200	3, 200	16, 500	13, 700

甲地方…さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市 乙地方…上記以外の地方

○役員退職慰労金支給規程

(目的)

第1条 理事および監事(以下「役員」という。)の退職慰労金に関しては、この規程の定める ところによる。

(退職慰労金の支給)

第2条 役員(非常勤役員を除く。以下同じ。)が退職又は死亡(以下「退職」という。)したときは、この規程の定めるところにより退職慰労金を本人又はその遺族に支給する。 ただし、出身母体が国及び地方自治体であった役員については、退職慰労金の支給は行なわない。

(退職慰労金の額)

第3条 役員の退職慰労金の額は、退職の日におけるその者の報酬月額と次条第1項に定める在職期間に応じて会長が定める。

(在職期間の計算)

第4条 役員の在職期間は、役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数とする。

(功労金の支給)

第5条 在職中とくに功労のあった役員に対しては、理事会の承認を得て退職慰労金のほかに功 労金を支給することができる。